

治療用装具の還付手続きについて

装具の代金は「療養費払い」という方法です。

一時、全額お支払い頂きますが、各種保険に療養費支給申請をすることが可能です。

申請手続きに必要なもの

- | | |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 医師の装具装着証明書、診断書または意見書 | <input type="checkbox"/> 健康保険証 |
| <input type="checkbox"/> 装具代金の領収書 | <input type="checkbox"/> 印鑑(認印) |
| <input type="checkbox"/> 療養費支給申請書 | <input type="checkbox"/> 銀行口座番号(通帳) |
| <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー) | |

こども医療費助成申請

先に各種保険の返還手続きを済ませ、返金のお知らせ(決定通知書)が届いてから申請をしてください。申請には、こども医療費受給資格証、こども医療費助成申請書、証明書と領収書のコピーが必要です。

重度障がい者医療費助成(マル障)

先に各種保険の返還手続きを済ませ、返金のお知らせ(決定通知書)が届いてから申請をしてください。申請には、各種手帳、証明書と領収書のコピーが必要です。詳細は市区町村役場の障がい福祉担当の係にお問い合わせください。

高額医療費制度

自己負担分に関しては対象となります。申請には証明書と領収書のコピーが必要です。詳細は保険者に確認してください。

交通事故

担当医師にご相談の上、保険会社名・担当者名・連絡先を弊社にお教えください。

提出先

- 全国健康保険協会：勤務先が加入している都道府県の保険事務所
- 組合健康保険：(勤務先の事務係) 各所属の組合保険事務所
- 共済組合：(勤務先の事務係) 各所属の共済組合
- 国民健康保険：市区町村役場の国民健康保険係
- 後期高齢医療：市区町村役場の後期高齢係
- こども医療費：市区町村役場の担当の係
- 重度障がい者医療費助成(マル障)：市区町村役場の障がい福祉担当の係